

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 山田 祥子

論 文 題 目 実践に根ざしたグローバルな正義

——「政治」理論としてのグローバル正義論に向けて

論文審査担当者

主 査

名古屋大学大学院法学研究科教授 田村哲樹

名古屋大学大学院法学研究科教授 武田宏子

名古屋大学法政国際教育協力

研究センター教授 松尾 陽

論文審査の結果の要旨

1. 本論文の要旨

本論文は、政治哲学・政治理論におけるグローバル正義論という分野において近年注目されている、「実践依存アプローチ」を取り上げ、その二つの潮流である「制度主義」と「文化慣習主義」を批判的に考察した上で、第三の潮流として「集合的主体による実践」を提起するとともに、正義と民主主義との相互関連性を主張するものである。

全体は、四部構成となっている。第一部「グローバルな正義と実践」は、序論と第1章「グローバルな正義、『現実』、実践」とから成る。この第一部では、グローバル正義論とは何かが説明され、その中での実践依存アプローチの位置、および、本論文が実践依存アプローチに注目する理由が述べられる。また、先行研究を踏まえた本論文の独自性についても、論じられる。

グローバル正義論は、特に世界的な規模での貧困や経済的格差の問題を扱う分野として発展した。そのため、それは、しばしば「グローバルな分配的正義」についての議論とも言われる。この議論は、主にジョン・ロールズ以降の英米圏における、いわゆる分析的政治哲学における正義論や平等論の知見を適用しつつ、発展してきた。従来のグローバル正義論は、「コスモポリタニズム対国家主義」という対立軸を中心に発展してきた。これに対して、近年、「関係的構想／非関係的構想」という区分が注目されるようになってきている。このうち、関係的構想とは、正義を何らかの「実践により媒介された関係」によって根拠づけられるものとして捉える立場である。この関係的構想の中で、実際に存在する実践の意味や目的の「解釈」を重視するのが、本論文が取り上げる実践依存アプローチである。実践依存アプローチでは、人々に適用されるべき正義の原理は、現実存在する（何らかの）実践の意味や目的の解釈を通じて導出されるべきものとして、捉えられる。

本論文は、この実践依存アプローチについての、これまでの研究を批判する。これまでの研究は、このアプローチの中の制度主義を中心に発展してきた。しかし、このような制度主義中心的研究では、文化慣習主義が（不十分とはいえ）有している、集合的主体とそれによる実践という契機の意義が見えてこない。その結果、先行研究は、「実践」をアクターに関連付けて把握することに成功していない。これに対して本論文は、文化慣習主義の意義を評価した上でその限界をあらためて明らかにし、制度主義とも文化慣習主義とも異なる実践依存アプローチの第三の潮流として、集合的主体による実践を提示する。

第二部「制度主義における『現実』と『政治』」は、第二章「道德に対する『政治』の優位？——A. サンジョヴァンニ」および第三章「プラグマティック・リアリズム——A. ジェームス」の二つの章から成る。ここでは、制度主義の代表的な論者であるアンドレア・サンジョヴァンニとアーロン・ジェームスの議論が、批判的に検討される。まず、サンジョヴァンニ（第二章）は、人々は常に特定の制度に事実として従う状態に置かれていると考える。つまり、制度とは、道徳的正当化がなくても、既に人々を規定しているものである。その上で彼は、この

制度を、政治における闘争の結果を体現しているという意味で、道徳的ではなく政治的に正当なものとして把握する。このようにして、サンジョヴァンニは、制度という「実践」に具現化される正義の原理は道徳的正当化を必要としないことを論じている。しかしながら、本論文は、①このようなサンジョヴァンニの「道徳に対する政治の優位」という立場は一貫したものとは言えず、政治から独立した規範を参照している場合があること、また、②彼の「政治」理解も、主体の作用による変化可能性を十分に考慮に入れることができていないということを明らかにしている。

次に、アーロン・ジェームス（第三章）は、（グローバルではなく）「国際的」なシステム、および、他者の言動の認識に関する不確実性を「現実」として考慮に入れながら、グローバルな正義を構想しようとしている。ジェームスがこのように「現実」を重視する背景には、彼の「プラグマティック・リアリズム」という立場がある。これは、私たちの認知的限界と（プラグマティズム）、世界の偶然的なあり方（リアリズム）とを認めた上で、あり得る秩序とそこでの正義の原理を構想しなければならない、という立場である。このようにジェームスの立場を整理した上で、本論文は、彼の「到達可能性」の概念を分析して、ジェームスの議論が結局のところ、主体の能動性を低く見積もり、かつ、代替的な政治秩序への移行の「コスト」が道徳的なものを内包しているという意味で、「非現実的」な議論になっていることを明らかにしている。

続く第三部「文化慣習主義における主体と『政治』」は、第四章「文化慣習主義的な正義の可能性の再検討——D. ミラーとM. ウォルツァーを中心に」によって構成される。本論文は、第二部で取り上げた制度主義をめぐる議論が、極めて狭いフィールドで行われてきたことを問題にする。しかし、もしも「制度」とは別の意味での「実践」に目を向けるならば、実践依存アプローチが有する可能性を、より汲み取ることができるかもしれない。そこで、第四章では、文化慣習主義の立場が検討される。

文化慣習主義について本論文が注目するのは、この議論における「集合的主体」の位置である。第四章で取り上げられるデヴィッド・ミラーやマイケル・ウォルツァーといった論者は、しばしば、「グローバル」な正義論を批判し、ナショナリティ（ミラー）や意味を共有する共同体の意義（ウォルツァー）を重視する論者として知られる。しかし、本論文は、彼らの議論に文化や意味を形成する（集合的な）主体の契機を見出すことができること、そして、そのような主体は一定程度批判に開かれ、変容可能性を持ったものとして捉えられていることを明らかにする。このことは、制度主義に対する文化慣習主義の意義として、正当に評価されるべきなのである。ただし、このような文化慣習主義における主体論は、最終的には共同体という枠組みに囚われているという点で、限界を抱えている。この限界は、より主体そのものに光を当てる立場によって乗り越えられなければならない。

こうして、第四部「グローバルな正義と主体」では、グローバルな正義の原理を形成する「集合的な主体による実践」を、実践依存アプローチの第三の潮流として提起することが試みられる。まず第五章「グローバルな不正義に対する責任を負う存在としての主体」では、最初にオ

ノラ・オニールに示唆を得て、グローバル正義論における主体への注目が、①不正義の責任を負う存在としての主体と、②グローバルな正義の原理の形成に関わっていく主体とに区別される。本章では前者の代表として、トマス・ポグの議論が批判的に検討される。具体的には、責任基底的なポグの議論では、グローバルな正義をめぐる「主体」たり得るのは、富裕国の政府と市民という限定的なアクターのみであり、とりわけ貧しい人々を主体的なアクターとして見るができないということが論じられる。

次に第六章「グローバルな正義の形成へ——集合的主体による実践に根ざした正義」では、自ら正義の原理の形成に関わっていく集合的主体による行為を「実践」として捉えるべきことが主張される。ここではまず、レア・イピの「アヴァンギャルド・エージェンシー」論が取り上げられる。しかし、その名称にもかかわらず、イピにおける「アヴァンギャルドな主体」は、その主体性を十分に発揮するものとしては構想されていない。具体的には、国境を超える集合行為の位置づけが不十分であることに加えて、正義の原理が哲学者・理論家が構想するものにとどまっている。こうした問題点を克服しているのが、ジョン・ドライゼクやモニク・デヴォーなどの、主体による正義原理の形成に注目する議論である。本章では、こうした正義を形成する主体の実践に注目する議論を実践依存アプローチの第三の潮流として位置づけることが可能であるということ、および、正義と民主主義とを不可分かつ相互連関的に捉える必要性が論じられる。その結果として、正義と民主主義との境界は曖昧なものになり得る。しかし、それは、現実の世界における正義の構想を考える時には、むしろ肯定的に受け止められるべきことである。そして、このように考える時に、実践依存アプローチは、「政治」理論としてのグローバル正義論になるのである。

最後に、「結論」において、本論文全体の内容を振り返るとともに、本論文の意義と今後の課題を提示することによって、本論文は閉じられている。

2. 本論文の評価

(1) 意義

本論文の意義として、以下の三点を挙げることができる。第一に、グローバル正義論における実践依存アプローチの射程を拡張し、豊富化したことである。これまで、実践依存アプローチは、①本論文の言う制度主義と文化慣習主義の二つの潮流からなると見なされており、かつ、②制度主義が中心的な潮流とされてきた。これに対して本論文は、制度主義と文化慣習主義における「実践」の内実を詳細に検討することによって、両者の問題点を明らかにするとともに、主体の位置付けに関して文化慣習主義の意義を再評価し、最終的に集合的主体による行為を実践依存アプローチの第三の潮流として提起した。この作業によって、本論文は、実践依存アプローチに関する研究の発展に貢献している。

第二に、グローバル正義論に、これまでの研究において希薄だった「主体」という視点を導入したことである。従来のグローバル正義論の主たる関心は、既存のグローバルな制度や秩序

の不正義性を問題にし、より正義に適った望ましい世界のための規範的原理を哲学的に探究し正当化することにあつた。これに対して、本論文は、正義論を論じる際に主体の契機、とりわけ世界の変革を目指して行為する集合的主体の意義を主張することで、グローバル正義論の新たな論じ方を提示した。そして、このことによって本論文は、グローバルな正義を「政治」に焦点を当てて論じる「政治」理論として論じるための土台を構築した。

第三に、本論文がグローバル正義論と民主主義論を結びつけて議論する必要性を主張していることである。政治哲学・政治理論において、正義も民主主義も重要なテーマであるが、多くの場合、両者は別個のテーマとして研究されてきた。グローバルな次元の正義論と民主主義論においても、事情は同じである。これに対して本論文は、グローバルな正義と民主主義との相互関連性を主張することで、こうしたこれまでの研究動向を乗り越え、(グローバル)正義論と(グローバル)民主主義論とのより実質的な対話の道を切り開くものである。

(2) 問題点

しかしながら、本論文には、以下のような問題点も存在する。第一に、民主主義との相互関連性を重視することに伴う正義原理の動揺可能性について、十分な考察がなされていないという点である。そのため、本論文に対しては、そもそも正義論の研究ではなく民主主義論の研究ではないか、という疑問が生じる余地がある。さらに、「正義の形成」を様々な行為主体による民主主義的なプロセスに委ねることは、その結果として形成される正義原理の不確定性を意味し得る。単純化して言えば、「民主主義の結果としての不正義」もあり得るということである。もちろん、民主主義論の中には、民主主義的なプロセスが「正しい」結論を導く条件についての考察も存在する。しかし、近年盛んなエピストクラシー論のように、民主主義よりも「知者による統治」の方がより「正しい」決定を生み出し得る、という立場もある。このことを踏まえるならば、正義原理と民主主義との関係について、より踏み込んだ考察が必要となると思われる。

第二に、民主主義の内実についても、なお検討の余地がある。すなわち、本論文では、様々な民主主義の中で「どのような民主主義なのか」という問題については検討されていない。本論文で取り上げられる論者たちの中で、例えばイピにはマルクス主義の政治理論・社会理論を踏まえた自由民主主義批判の視点があり、ドライゼクやデヴォーは熟議民主主義の理論家である。しかし、著者自身がどのような民主主義の構想に依拠しようとしているのかは、なお明確ではない。

第三に、恐らくはそのこととも関わって、集合的主体についての検討にも不十分な点がある。例えば、人々が集合的主体となってゆくプロセスについては述べられていない。また、人々が集合的主体としての行為能力を発揮できるための条件についての検討も、必要であると思われる。

3. 結論

上記のような問題点も存在するものの、それらは決して本論文の意義を損なうものではない。グローバル正義論における実践依存アプローチを批判的に考察し、その新たな方向性を提起するものとして、本論文には十分な学術的寄与が認められる。したがって、審査委員は、本論文が「博士（法学）」の学位授与にふさわしい水準に到達している論文であるとの評価で一致した。